

熊本県監査委員公告第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により、令和3年（2021年）6月1日から8月25日までの間に実施した監査の結果に基づき講じた措置を、同条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和4年（2022年）2月25日

熊本県監査委員	藤井一恵
同	竹中潮
同	内野幸喜
同	高野洋介

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>総務部 消防保安課</p>	<p>（電気料金の支払遅延について） 令和2年（2020年）4月分の電気料金について、支払が遅れたため、遅延利息140円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>毎月支払が必要な電気料金等について、支払漏れ・遅れがないよう料金毎に、請求書が届いているかも含め、支出状況等を一覧表にして管理・共有し、毎月、各担当者と班長・経理担当者等でチェックを行っている。</p>
<p>健康福祉部 健康福祉政策課</p>	<p>（国庫貸付金の償還遅延について） 令和2年度（2020年度）上期分の災害援護資金の国への償還が遅れたため、延滞金27,096円が発生している。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払遅延の防止に努めること。</p>	<p>担当者及び担当班長は、あらかじめ償還時期の9月及び3月にスケジュール登録を行い、失念防止に努めた。 償還業務は、随時進捗状況を担当者と担当班長で共有し、遅延のないよう進捗管理を行い、令和3年度（2021年度）上期分の償還を行った。今後も組織的な情報共有を継続するとともに、同様の事案が発生しないよう、課内研修等の機会を捉えて注意喚起を行う。</p>
<p>健康福祉部 医療政策課</p>	<p>（職員の交通法規違反について） 通勤中に、司法処分が科された交通法規違反が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事故を起こした職員のみならず、課員全員へ飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止・交通事故が発生した際の対応等について研修を実施した。 毎月開催している班長会議を通して、各班員への安全運転及び交通規範の遵守徹底を図っている。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>商工労働部 労働雇用創生課</p>	<p>(公用車の毀損について) 公用車による毀損額が大きい自損事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>毎月の課や班例会の機会を通じて、交通法規の遵守や交通事故防止について注意喚起を行った。 自家用車を用いて出張することが多い非常勤職員に向けては、定例会議等の機会を通じて、交通事故及び交通法規違反防止についての注意喚起を行った。 その他、職員全員に対して、特定課題研修資料(「公務員倫理及び飲酒運転の根絶・交通事故の未然防止」)供覧による個別学習を実施し、交通安全意識の高揚を図った。</p>
<p>出納局 会計課</p>	<p>(支払遅延の発生について) 警察本部が発注した改修工事の支払事務において、支払遅延が生じている。 支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>再発防止に向けて、以下のとおり組織的なチェック体制の強化等に取り組んでいる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 支払関係書類受付時の支払期限等の内容確認及び上司による進捗管理の徹底 2 事務の集中によるミスや処理の遅延を未然に防止するための職員間の事務分担・相互フォロー体制の強化 3 会計課職員の資質・能力向上のための指導・研修の充実
<p>教育委員会 教育政策課</p>	<p>(職員の交通事故について) 私用中に、司法処分が科された人身事故が1件発生している。 職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>事案発生後、課内において安全運転・法令遵守に関する伝達を行うとともに、今回の事故と同様の事例を題材とした交通安全研修を実施した。 引き続き、様々な機会を通じて課員全体に交通安全への注意喚起を実施し、交通事故ゼロを目指して取り組むこととする。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
<p>教育委員会 高校教育課</p>	<p>(国庫返還金の不要な支払について)</p> <p>高等学校等修学支援事業費補助金について、実績報告書の総括表の支出済額を誤った金額で国に報告し、誤った実績報告に基づく国からの債権発生通知を受け、返還手続きが必要と誤認し、不要な額を返還している。</p> <p>さらに、返還に当たって、出納整理期間であるにも関わらず、歳入予算からの戻出とせず、歳出予算を流用し処理している。</p> <p>国庫補助事業に係る事務手続きに当たっては、関係規定等に基づき適正な処理を行うとともに、組織的なチェックを徹底すること。</p>	<p>「実績報告の金額を誤って国に報告したこと」については、事案発生後、新たにチェックリストを作成し、実績報告の他、交付申請から額の確定までの事務処理の各段階で、金額の根拠資料とともに、複数人による確認を徹底することとした。</p> <p>また、「不要な額の返還」や「歳出予算を流用した点」については、例年にはない「返還」の手続きのために事務処理を誤認したことから、今後は前年度にない事務処理が生じた場合、所管課だけでなく、筆頭課である教育政策課と協議し、教育委員会として組織的に適正な事務手続であるかを確認した上で、事務処理を進めることを徹底することとした。</p> <p>さらに、国費事務のミスが発生しやすい年度末及び年度当初に、教育庁内の国費事務に携わる職員に対し、国費事務に関する研修会等を実施し、国費事務の処理内容や間違いやすい留意点、4月の出納整理期間中に行う手続き等、業務に必要な知識の理解を深め、教育庁全体でこのような事案が二度と発生しないよう再発防止に取り組む。</p>
<p>教育委員会 学校安全・安心 推進課</p>	<p>(電話料金の支払遅延について)</p> <p>令和2年(2020年)11月及び12月分の電話料金について、支払が遅れたため、遅延利息76円が発生している。</p> <p>支払手続において組織的なチェック体制の強化を図り、支払漏れの防止に努めること。</p>	<p>支払の進捗状況が確認できるように事業点検表を作成し、複数人で確認を行い、支払漏れがないよう対応している。</p>

監査対象機関	監査の結果	措置状況等
警察本部	<p>(職員の交通事故について)</p> <p>公用車による過失割合が高い人身事故が1件発生している。</p> <p>職員の交通安全意識の高揚を図るとともに、交通事故に対する効果的な防止策を講じること。</p>	<p>当該職員に対し、常に緊張感を持った運転を心掛け、交通事故防止を徹底するよう幹部から指導を行った。</p> <p>所属職員に対しては、交通事故防止に対する意識向上を図るため、幹部により、朝礼の機会を利用し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運転者と同乗者の連携による安全確認の徹底 ・車両後退時の同乗者による誘導の徹底 <p>等を繰り返し指示している。</p> <p>また、当該指示の検証を図るため、公用車駐車場における駐車状況を、幹部が目視確認している。</p> <p>今後も、継続して上記対策を実施し、交通事故の絶無を図っていく。</p>